

28.1.1

優先権主張に係る表示に関する取扱い

特許法第17条の4又は実用新案法第2条の2第1項に規定する補正ができる期間を除き、特許法第43条第1項^{*1}に規定する書面（願書に記載して提出を省略した場合には願書）及び同条第2項^{*1}に規定する証明書については、次に掲げる場合には、補正を認める。

1. 書面に記載された第一国の出願の年月日（以下「書面の年月日」という。）と証明書に記載された第一国の出願の年月日（以下「証明書の年月日」という。）が相違する場合において、書面の年月日と証明書の年月日とを合致させるとき
 2. 書面の年月日と証明書の年月日が一致しているが、その年月日が誤りであった場合において、訂正に係る証明書を提出し、書面の年月日を訂正に係る証明書の年月日に合致させるとき
 3. 書面に記載された第一国の国名（以下「書面の国名」という。）と証明書に記載された第一国の国名（以下「証明書の国名」という。）が相違する場合において、書面の国名を証明書の国名に合致させるとき
- 上記1.から3.までに掲げる場合の手続の補正は、手続補正書に理由書（誤記の原因、誤記が意図したものでないことの釈明等を記載した書面）を添付して提出しなければならない。

(説明)

優先権の主張は、そのもたらす効果の第三者に及ぼす影響が大であることから、その主張の効果を判断するに当たっては、特許法第43条第1項^{*1}に規定する書面についての記載は厳格に解釈すべきことは当然であり、法律で規定する期間を除いては原則として補正を認めない。しかしながら、明らかな誤記と認められる場合には、法律に特段の規定がなくとも出願人の申立てにより誤記の訂正をなすことができるとするのが判例^{注1}であり、書面の記載と証明書の記載との間の同一性が認められる場合には、上記のように明らかな誤記として、その補正を認めることとする。

なお、書面の記載と証明書の記載との間において第一国の出願の年月日及び国名のいずれもが相違している場合には、優先権主張の同一性は認められず、明らかな誤記とは認められない。

(改訂平成27・4)

^{*1} 特43条1項、2項：特43条の2第2項（特43条の3第3項、実11条1項において準用）、特43条の3第3項（実11条1項、意15条1項、商13条1項（商6

8条1項において準用)において準用))、実11条1項、意15条1項、商13条1項(商68条1項において準用)において準用

注¹ 昭和48年7月24日東京高裁判決・昭和47年(行ケ)第128号